

東京都商品等安全対策協議会報告書（案） 修正表

資料2

※第3回協議会資料報告書（素案）から変更があった部分について記載しています。頁は報告書（案）のもので。報告書（案）の変更箇所に黄色マーカーをしております。

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
1	概要	1	4	年齢月齢別事故件数データに対応した表現に修正	「年齢別にみると、事故件数は「1歳」が最も多く、次いで「2歳」、「3歳」となっている。」	「年齢別にみると、事故件数は1歳代が最も多く、1歳から3歳前半の子供に多く発生している。」
3	第1 2	40	図	仕上げ用の歯ブラシについて記載があるが図がない。	記載なし	仕上げ用歯ブラシの図を追加
3	第2	42	1	同様の内容を記載している箇所と文言を統一した。	「国内においては、歯ブラシについて、家庭用品品質表示法、JIS S3016、全日本ブラシ工業協同組合の自主基準があるのみで、現在、子供用の歯ブラシについて設けられた統一的な安全基準はないが、製造事業者それぞれが、次のような喉突き防止のための安全対策を講じている。」	「国内の歯ブラシに関する法規制、規格・基準は、家庭用品品質表示法、JIS S3016があり、全日本ブラシ工業協同組合も業界自主基準を設けているが、これらには、子供の歯ブラシの喉突き防止について規定された項目はなく、各製造事業者が独自に創意工夫の下、安全対策を講じている。」
5	第2 4（1）	61	表	横は歯みがきを開始したときの子供の年齢、縦は回答時の子供の年齢であることがわかるようにした。	記載なし	表に文言を追加
5	第2 4（4）	66 67	図5 25 28	「その他」の欄はすべて値が0のため削除する。	記載あり	記載削除
7	第1 1（2）	107	枠内	今後の取組について記載	「この協議会に出席することにより、現状の歯ブラシの安全対策の必要性の把握を行い、今後の歯ブラシ業界としてどのように取り組むかを検討する段階である。 アンケート結果や実験結果についての協議を踏まえて検討を進める。」	「○商品の安全対策に関するもの 会員が製造する歯ブラシのパッケージでの「注意事項表記」を今までよりも目立つようにする取組 ○消費者の安全意識の向上に関するもの 組合のイベントなどにおける、事故防止の啓発活動の推進」
7	第1 3（2）	109	枠内	これまでの取組として、第3回協議会提供資料の取組を追加	—	第3回協議会提供資料の取組を追加
7	第2 （1）	110	枠内	これまでの取組として、第3回協議会提供資料の取組を追加	—	第3回協議会提供資料の取組を追加
7	第2 （2）	110	枠内	今後の取組について記載	「資料7－3「子供に対する歯ブラシの安全対策」参照」	資料参照としていたが、本編に記載
8	概要	114	25	対象年齢について「0歳から6歳用」と「0歳から6歳」両方の記載がある。「用」を削除して「0歳から6歳」で統一する。	「0歳から6歳用」	「0歳から6歳」
8	第3 1	121	29	同上	「0歳から6歳用」	「0歳から6歳」

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
9	まえがき	125	8	安全対策は商品の改善と消費者の安全意識の向上の双方の取組が必要であり、歯ブラシの安全対策として「保護者の見守り」は必須である。 ⇒「保護者の見守り」を追加	「同時に、消費者の歯ブラシによる事故の危険性と事故予防のための注意事項についての理解や、年齢や発育段階に応じた安全な商品の選定、保護者による仕上げみがきの定着化など、消費者の安全意識の向上も重要であるため、」	「同時に、消費者の歯ブラシによる事故の危険性と事故予防のための注意事項についての理解や、年齢や発育段階に応じた安全な商品の選定、 <u>保護者の見守り</u> 、保護者による仕上げみがきの定着化など、消費者の安全意識の向上も重要であるため」
9	まえがき	125	13	歩きまわっているのは事故が起きた子供なのか、子供全体のことなのかわかりにくい ⇒詳しく記載した。	「約7割の子供が歯みがきをしながら歩きまわっているなど」	「 <u>ときどき、たまにを含めると</u> 、子供全体の約7割が歯みがきをしながら歩きまわっているなど」
9	まえがき	125	15	子供が歩きまわっている実態は「通常想定される」ではなく今回の調査でわかったこれまで予期できなかった使用実態ではないか。	「今回の調査で明らかとなった通常想定される使用実態を十分考慮し」	「今回の調査で明らかとなった子供の歯みがきの実態を十分考慮し、」
9	第1 1 (1)	126	6	対象年齢について「0歳から6歳用」と「0歳から6歳」両方の記載がある。「用」を削除して「0歳から6歳」で統一する。	「0歳から6歳用」	「0歳から6歳」
9	第1 1 (1)	126	7	対象年齢の幅が広いと、口腔内の大きさが下限年齢と上限年齢で大きく異なる。	「喉突き防止の安全対策を重視する必要があることから、製造事業者は、商品の対象年齢について3歳前半とそれ以上の年齢を区別するなど、子供の年齢に応じた安全対策を実施すること。」	「喉突き防止の安全対策を重視する必要があること、また、口腔内の大きさは年齢により異なるため、製造事業者は、商品の対象年齢について3歳前半とそれ以上の年齢を区別するなど、子供の年齢に応じた安全対策を実施すること。」
9	第1 1 (2)	126	20	確実に事故の危険性を消費者に伝えていくため「目立つように」を追加する。	「歯ブラシをくわえたまま転倒し、喉を突く事故が発生しています。」「歯ブラシをくわえたまま転倒し、ケガをする恐れがあります」など喉突き事故の危険性について必ず記載し、」	「歯ブラシをくわえたまま転倒し、喉を突く事故が発生しています。」「 <u>歯ブラシをくわえたまま転倒し、ケガをする恐れがあります</u> 」など喉突き事故の危険性について <u>目立つように必ず記載し、</u> 」
9	第1 1 (2)	126		文言整理	「消費者に事故の危険性を確実に伝えること。」	「 <u>確実に事故の危険性を消費者に伝えること。</u> 」
9	第1 1 (2)	126	15	・重要な注意事項の効果的な表示方法として「警告を意味する」 ・ピクトグラムは業界や複数の企業で統一されることで効果があるため「統一的な」を、ピクトグラムの修飾語として付け加える。	「例えば、ピクトグラムを活用するなど」	「例えば、 <u>警告を意味する統一的な</u> ピクトグラムを活用するなど、」
9	第2 1	129	9	広く注意喚起する必要があり、映像や動画による注意喚起が効果的である。 周知は様々な媒体を活用して行うことが効果的である。	「消費者の行動に結び付く具体的な安全対策について、わかりやすく情報提供するほか、消費者に浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこと。」	「消費者の行動に結び付く具体的な安全対策について、 <u>テレビCMやネット動画など様々な媒体を活用し</u> 、わかりやすく情報提供するほか、消費者に浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこと。」

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
9	第2 2	129	5	<p>事故が起きたことを保護者のみならず周囲も保護者の責任と捉え、保護者が事故情報を報告しにくくなることから、注意喚起がマイナス方向に進まないようにする必要がある。</p> <p>「第2 消費者の安全意識の向上」では、保護者の見守りだけで事故を防止することには限界があることを記載し、「第3 事故情報の収集と活用体制の整備」には事故情報の報告に関するものを記載する。</p>	記載なし	「また、幼児期の子供はちょっとしたすきに予期しない行動をするので、保護者の見守りだけで事故を防止することは困難であることも併せて周知していくこと。」
9	第3 1	132	4		「事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口について更なる周知を行うとともに」	「事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口について更なる周知を行い、報告しやすい環境を整え」とともに、」
9	第3 2	132	5		「今回の調査では、ほとんどの保護者は事故が起きたことについて、製造事業者や消費生活相談窓口へ報告や相談をしていなかった。」	「今回の調査では、ほとんどの保護者は事故が起きたことについて、保護者の責任と捉え、製造事業者や消費生活相談窓口へ報告や相談をしていなかった。」
9	第3 2	132	6		「事故の情報が伝わらなければ、商品改善や同種の事故の再発防止につながらないことから、」	「 <u>歯ブラシによる事故に限らず、子供の事故は、保護者のみならず、周囲も保護者の責任と捉え、事故情報を保護者が伝えるに</u> くしている。事故の情報が伝わらなければ、商品改善や同種の事故の再発防止につながらないことから、」
9	第2 3	132	9		「製造事業者や消費生活相談窓口へ情報提供するよう、消費者に対して普及啓発していくこと。」	「 <u>製造事業者や消費生活相談窓口へ情報提供する必要性について、消費者に対して普及啓発していくこと。</u> 」